

京都市訓令甲第24号

交 通 局

上 下 水 道 局

京都市交通局長，上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第4条第1項表以外の部分中「総務部長」の右に「，技術監理室長」を加え，「別表第1局長及び担当局長（環境政策局業務改善担当局長及び都市計画局建築技術担当局長を除く。）の項」を「別表第1局長及び担当局長（環境政策局事業ごみ減量担当局長及び都市計画局建築技術担当局長を除く。）の項」に，「部長及び室長の項，局の庶務を担当する課長の項」を「局の庶務を担当する課長（政策総務課長を含む。）の項」に，「課長，総務事務センター長，副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長及び担当課長の項」を「課長，総務事務センター長，副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長，政策調整第一課長，情報管理課長及び情報統計課長を含む。）及び担当課長の項」に改め，同項の表中「環境政策局業務改善担当局長」を「環境政策局事業ごみ減量担当局長」に，

「

局の庶務を担当する部長及び室長	総務部長
工事を担当する部長及び室長	
部長及び室長	
局の庶務を担当する課長	経理課長

」

を

「

局の庶務を担当する部長及び室長	総務部長
工事を担当する部長及び室長	技術監理室長
局の庶務を担当する課長（政策総務課長を含む。）	経理課長

に改め、「室の庶務を担当する課長」の右に「（広報課長，政策調整第一課長，情報管理課長及び情報統計課長を含む。）」を加え，同条第2項中「総務部長」を「経営改革担当部長，技術監理室長」に，「技術管理課長」を「監理課長」に改める。

別表第1職員課長の項中「児童手当法による児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改める。

別表第2総務部長の項を次のように改める。

経営改革担当部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。</li> <li>(2) 1件賃料月額100,000円以下の普通財産の貸付けの決定及び契約に関する事。</li> <li>(3) 無償又は1件賃料月額100,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。</li> <li>(4) 本市の公有財産及び物品への1件1,200,000円以下の広告の掲載の決定及び契約に関する事。</li> <li>(5) 広告付きの物品の無償譲受け(広告料の支払を受ける場合を含む。)の決定及び契約に関する事。</li> <li>(6) 1件20,000,000円以下の物品等の調達契約に関する事。</li> </ul>
----------	--

	<p>ること。ただし、財政担当局長が別に定める随意契約を除く。</p> <p>(7) 1件100,000,000円以下の工事請負契約に関する こと。ただし、財政担当局長が別に定める随意契約を除く。</p> <p>(8) 1件10,000,000円以下の不動産の買収及び補償の 決定及び契約に関すること。</p> <p>(9) 1件1,000,000円以下の不用物品の売却及び交換契 約に関すること。</p>
技術監理室 長	<p>(1) 京北特定環境保全公共下水道水洗便所築造工事資金の貸付け の決定及び貸付金の償還に関すること。</p>

別表第2技術管理課長の項中「技術管理課長」を「監理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)